

議案第45号

鳥取県市町村交付金条例の一部改正について

次のとおり鳥取県市町村交付金条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年2月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県市町村交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県市町村交付金条例（平成18年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
附 則	附 則

(施行期日)

1 略

(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止)

2 略

(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置)

3 略

(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正)

4 略

(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置)

5 略

(施行期日)

1 略

(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止)

2 略

(鳥取県枯松伐採促進条例の廃止に伴う経過措置)

3 略

(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正)

4 略

(鳥取県小規模作業所運営事業等助成条例の一部改正に伴う経過措置)

5 略

(この条例の失効)

6 この条例は、平成24年3月31日までに延長その他の所要の措置が講じられないときは、同日限り、その効力を失う。

(この条例の失効に伴う経過措置)

7 この条例の失効の日前に交付された市町村交付金については、この条例及びこの条例に基づく規則の規定は、前項の規定にかかわらず、この条例の失効の日後も、なおその効力を有する。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。